

消防設備士違反に係わる 有印公文書偽造・行使

静岡市消防局消防部査察課 石垣明俊



静岡市の概要

静岡市は静岡県の中央に位置し、標高3,000mを超える高峰13座（そのうち10座が静岡市や市境にある。）を有する甲斐駒山脈、白峰山脈、赤石山脈、伊那山脈の4つの山脈からなる南アルプスと、これらの山々を源流に持つ清流が注ぎ込む水深2,500mの駿河湾に囲まれている。

市域は、東西50.62km、南北83.1kmで、面積は1,411.82km²だが、人口集中地区の面積

は、わずか103.34km²であり、市域の大半が豊かな自然環境に恵まれている。

特産品は四季折々に恵まれた自然環境や長く培われてきた伝統文化に加え、「茶」や「まぐろ」、「ホビー」、「桜えび」といった世界に誇れるブランド力を有する地域資源を擁している。

また、住む人は温暖で過ごしやすい気候からか、のんびりした人柄が多いとも言われている。

現在の静岡市は、平成15年4月1日、全国に先駆けて旧静岡市と旧清水市の大型合併を行い、平成17年4月1日に政令指定都市へ移行、そして蒲原町、由比町の編入を経ながら、着実に大都市としてのポテンシャルを高めてきた。

一方、静岡消防は、本年4月1日より静岡市消防防災局から静岡市消防局として、2部（消防部・警防部）・7課・6署・1分署・16出張所を置き、職員数（条例定数）766人により組織され、今後の大都市化及び消防の広域化を見据えた新体制でスタートした。

当消防局の予防業務に関する体制は、消防部査察課において消防同意及び消防用設備等事務並びに査察に関する事務等を行い、消防部予防課において危険物規制及び火災予防に関する事務等を行っている。

また、各消防署においては、専従の予防指定員が配置され、危険物の許認可及び消防同意事務以外の予防業務全般を行い、立入検査等については、予防指定員のみならず、隔日勤務者も含め実施している。

寄稿の主旨

今回紹介するのは、平成18年に発生した、消防法第17条の14に基づく消防用設備等の設置工事着手届出（以下「着工届出」という。）義務違反に伴う消防法令違反通告措置及び消防法施行規則第31条の3に基づき交付される消防用設備等検査済証（以下「消防検査済証」という。）の有印公文書偽造・同行使についての事例である。

この事例は、平成21年度関東支部違反是正事例研究会において紹介したもののだが、ごく稀な事例であるため、さらに多くの消防職員に知っていただくことで、公文書作成の重責性を再認識していただきたいと考えている。

また、消防用設備等に関わる事業者の皆さんが、事の重大さ、罪の重さを知ること

消防設備士制度について再確認し、より一層誠実に業務を遂行され、業界全体の質の向上にご尽力いただけることを願い、本誌に寄稿させていただいた。

なお、事例内容は、私の実務経験と関係者への質問調書等をもとに作成したことをご承知おきいただきたい。

事例の紹介に入る前に、消防設備士制度について簡単に説明したい。

消防設備士制度とは、承知のとおり、消防設備士の免状を有する者のみが独占的に従事することにより、消防用設備等の工事又は整備が適正に行われ、消防用設備等が常にその機能を発揮することを確保しようとする制度である。

よって、消防設備士には、自己の消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技能を身につけるとともに、その業務を誠実に行うことが求められている。

本事例のポイント

管轄消防署予防指定員が、建築確認（消防同意済み）内容をよく把握しており、積極的に進捗状況を確認し、覚知した違反に対する迅速な対応を図ったため、新たに建築基準法第7条第5項の規定による正規の検査済証（以下「建築検査済証」という。）が交付されることによって、飲食店の営業に支障をきたすことはなかった。

また、消防検査済証のコピーに手を加えて別のものとして作成する行為が有印公文書偽造となるのか、いつの時点で犯罪としてとらえるのか、告発しても起訴されないのではないかということがポイントになった。

この「コピーに手を加えて別のものとして作成する行為が有印公文書偽造となるのか、いつの時点で犯罪としてとらえるのか」については、全国消防長会顧問弁護士の木下健二

先生より「昭和51年4月の判例の中で、コピーであっても行使の目的をもって偽造した時点で犯罪が成立するという判断がされているため、たとえコピーのコピーでも行使の目的をもって偽造した時点で犯罪として成立する。」との助言があった。

発見の端緒

当消防局においては、査察台帳として活用するため消防同意後、確認申請書の写しを管轄消防署に送付し、中間検査、消防用設備等の検査（以下「設備検査」という。）及び立入検査等を行っている。

本事例は、これを受けた管轄消防署の予防指定員が、設備検査対象物である当該飲食店新築工事の進捗状況を見守る中で、他の防火対象物の立入検査からの帰路、現場を通りかかったところ、設備検査を実施した覚えがないのに、当該飲食店が営業を開始していたことに疑問を抱き、建築工事の監理者であるD工業に状況を確認したことを端緒として、隠れていた一連の違反が発覚したものである。

違反の概要及び背景

当該事例において、施主が行った飲食店新築工事に係る施工から完成までの工事契約は、内装工事全般をM社に、それ以外の設計、施工及び監理をD工業に依頼し、内装工事を依頼されたM社は、S電気に電気工事を依頼し、

S電気は、さらにK設備に対し、一連の手続きを含めた自動火災報知設備の設置工事を依頼している。

このような契約でなされた飲食店の新築工事において、消防機器の防災設備工事を業とするK設備の社員として、営業及び施工に従事しているT甲種消防設備士は、平成18年12月中旬に、自らの営業により、飲食店新築工事に伴う自動火災報知設備等の設置工事をS電気から口頭で請け負ったが、会社の上司には一切報告していなかった。

T設備士は、平成19年2月下旬から自動火災報知設備の設置工事を行える旨の連絡をS電気から受けたが、他の工事現場の作業に追われているうちに、着工届出をするのを忘れたまま、同年3月上旬に自動火災報知設備の配線及び感知器ベースの取付工事を開始してしまった。

さらに、同年3月12日にS電気社長から、引渡しが同年3月16日になっているため、前日までには設備検査を済ませよう指示を受けた。T設備士は、着工届出をしていないことに気付きながらも、仕方なく同年3月16日に管轄消防署による設備検査を受ける旨を連絡してしまったため、焦り混乱したまま解決方法が判断できずに、同年3月14日、15日に、工事着手の基準日となる自動火災報知設備の受信機等の設置工事に着手し、工事を完了させてしまった。

着工届出をせずに工事を完了したことが、

S電気に知れるとまずいと考えたT設備士は、同年3月16日の消防検査は消防の都合が悪いため、後日、K設備が責任を持って設備検査を受けるので、すべて任せてほしい旨をS電気に連絡した。

これまでの自身の対応によりさらに切羽詰まったT設備士は、設備検査が同年3月20日に問題なく完了したとS電気に連絡してしまったことで、消防用設備等の工事・検査までのすべてを委託されているにもかかわらず、当該飲食店の開店期日までに、正規の手続きを経て設備検査を受けることができなくなり、消防検査済証が交付されないことにより、以後の建築申請手続等に支障をきたすこととなった。

一方、同年3月15日に指定確認検査機関の建築工事完了検査を受検したD工業は、消防検査済証の交付等、他の法令に違反がない（建築基準法施行令第9条）ことを確認してから建築検査済証を交付すると検査員から言われたため、建築工事完了検査の当日、M社に消防検査済証の提出について確認の連絡を行い、また、同年3月23日には、提出について催促の連絡を行った。

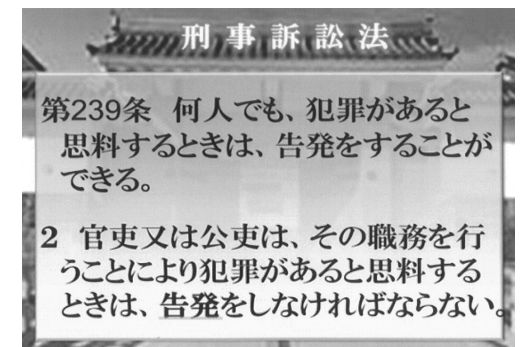
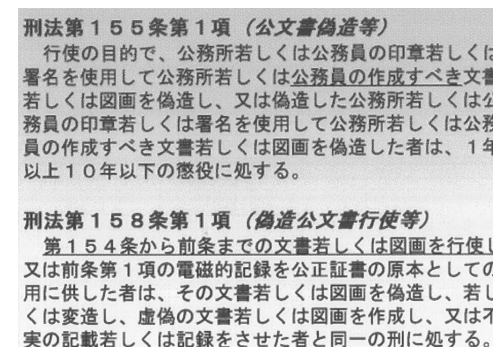
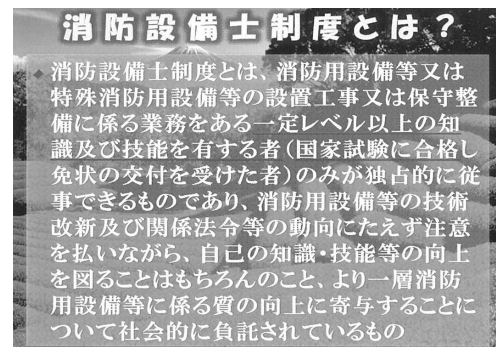
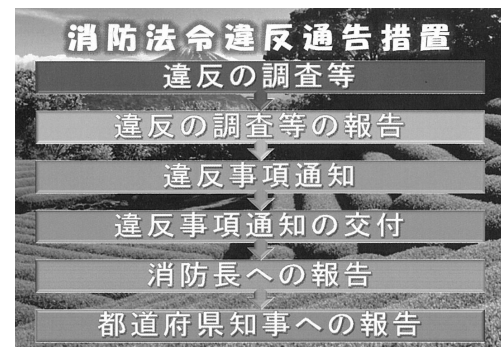
これを受けたM社の下請業者S電気社長からの消防検査済証の提出要請に対し、T設備士は、正規に法令に定められた手続きを行わないばかりか設備検査を実際に受けたものと装うため、同年4月6日、K設備で保持していた平成18年6月26日付けで他管轄消防署長が

他物件に交付した消防検査済証の写しを使用し、交付日部分、申請者住所欄、防火対象物所在地欄、同名称欄、同用途欄、同構造規模欄、床面積、延べ面積、消防用設備等の種類欄及び検査年月日欄に、事務機器でそれぞれ印字したテープをはったうえ、同事務所のコピー機によりコピーし、当該飲食店に交付したとする消防検査済証の偽造を遂げ、同偽造のコピーをいかにも当該飲食店の消防用設備等に対して交付されたもののコピーと装って、同日S電気社長宅において同人に手渡すことによって行使した。

この消防検査済証のコピーは、関係者に多少の疑いは持たれたものの、S電気社長からD工業を経て、同年4月9日に指定確認検査機関に提出され、さらに、消防検査済証のコピーを確認した指定確認検査機関は、同年4月10日付けで建築検査済証を発行し、翌日夕方、D工業に交付することとなった。

これにより、D工業は、同年4月11日の管轄消防署員からの確認の電話に対して、既に消防検査済証も交付されており、本日夕方に建築検査済証も交付される旨の説明をしている。

この電話を不信に思ったD工業は、同日T設備士から状況を確認したところ、本人が有印公文書である消防検査済証を偽造し、手渡したことを認めたことにより、事態は急展開していくこととなった。





告発の経緯

当該事案を覚知した当消防局は、ただちに建築部局に通報するとともに、管轄消防署による設備検査の早急な実施を指示する一方、各法令違反に対する措置の検討を行い、着工届出義務違反及び有印公文書偽造・同行使による告発を視野に入れ、警察と協議を行った。

その結果、着工届出義務違反については、消防法令違反通告措置を行い、有印公文書である消防検査済証の偽造・同行使については、消防設備士という立場でありながら、遵法精神に欠け法令違反を犯した行為は、消防設備士及び社会人としての適格性に著しく欠け、社会的にこれを放置することは許されないものであるとの合意に達した。そして、その社会的責任を痛感させるとともに、同業者に対する戒めともなり得よう、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、有印公文書偽造・同行使による告発を行ったものである。

刑事処分

平成20年5月22日、判決により、懲役1年

6月・執行猶予3年の刑が確定している。

最後に

消防設備士制度については、当消防局管轄において、毎年、消防設備士の消防法令違反の発生が、後を絶たないのが現状である。

これは、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」による違反行為ごとの措置点数の低さなどが、理由の一つとも考えられる。

例えば、1年に1回措置点数4点の着工届出義務違反を犯したとしても、最新に行った着工届出義務違反と当該違反行為を起算日とする過去3年以内に行われた着工届出義務違反に係る違反点数のみしか算定されないため、よほどのことがない限り免状返納命令の対象とはならないと思われる。

今後、再発防止の観点からも、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」による違反行為ごとの措置点数については見直す必要があるのではないかと、個人的には感じている。